

国民年金 学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

※平成23年度の所得基準(申請者本人のみ)

118万円+扶養親族等の数×
38万円+社会保険料控除等

学生納付特例の承認期間は4月から翌年の3月までです。この申請は毎年度必要ですので、忘れずに申請をしてください。

学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障がいについて、障害基礎年金を受け取ることができない場合がありますのでご注意ください。

在学する大学などが学生納付特例事務法人の指定を受けている場合は、大学などの窓口でも手続きができます。

追納をお勧めします

学生納付特例期間については、10年以内(例えば、平成23年4月分は平成33年4月末まで)であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る年金額を増やすためにも、追納することをお勧めします。

※学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

学生納付特例制度の手続きに必要な書類

【…必ず必要、○…場合により必要】

●国民年金手帳

学生などであることを証明する書類

在学証明書または学生証の写しを添付してください。ただし、学校教育法第134条第1項に規定する各種学校(修業年限が1年以上である課程に限る)の学生については、在学証明書で証明できる場合を除き、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類を添付してください。

○前年所得の状況を明らかにすることができる書類

課税所得がある方で、1月1日時点の住所と申請時点の住所が異なる場合は、関市で前年(前々年)の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年(前々年)の所得証明の交付を受けてください。

※1月～3月の間に申請する場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地在が基準となります。

○退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類

通常であれば審査の対象となる本人所得を除いて審査が行われます。

※雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください。

照会先

国民年金課年金係

☎06724、☎06725

美濃加茂年金事務所

☎057428181

優良運転者を表彰します

照会先 中濃地区交通安全協会 ☎0102

中濃地区交通安全協会では、優良運転者を下の基準で表彰します。表彰を希望される方は、4月22日(金)までに交通安全協会役員、または同協会事務局(関警察署内)へお問い合わせください。

<表彰基準> (年数の計算は6月1日起算。ただし、表彰歴は9月21日起算)

種別	条件	運転経験年数	無事故・無違反年数	表彰歴	授与者
地区模範章		5年以上 (H18.6.1以前)	5年以上 (H18.6.1以後)	不問	警察署長 地区交安協会長
県模範章		10年以上 (H13.6.1以前)	5年以上 (H18.6.1以後)	過去に地区模範章 受賞者	県警察本部長 県交通安全協会長
県優良章		15年以上 (H8.6.1以前)	5年以上 (H18.6.1以後)	県模範章受賞後 2年以上経過	県警察本部長 県交通安全協会長
県優秀章		15年以上 (H8.6.1以前)	10年以上 (H13.6.1以後)	県優良章受賞後 2年以上経過	県警察本部長 県交通安全協会長
特別優秀章		20年以上 (H3.6.1以前)	15年以上 (H8.6.1以後)	県優秀章受賞後 2年以上経過	県交安協会長 (県知事)
緑十字銅章		-	-	県優秀章または 特別優秀章受賞者	全日本交通安全協会長
管区局表彰		15年以上(一般) 10年以上(職業)	10年以上(一般) 5年以上(職業)	緑十字銅章受賞後 2年以上経過	中部管区警察局長 中部交安協議会長